

令和 6 年度 軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、毎年 4 月 1 日現在の車両所有者などに課税されます。4 月 2 日以降に廃車した場合の月割減額制度はありません。

次の①、②のいずれかに該当する軽自動車などは、納期限までに申請をすると軽自動車税(種別割)が減免されます。なお、減免は普通自動車を含め 1 人 1 台に限ります。

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持ち、一定要件に該当する人が所有または使用している軽自動車など(一定要件は、役場にお問い合わせください)。
- ②その構造がもっぱら障がい者などの利用に供するものである軽自動車など。

必要なもの

障害者手帳など、マイナンバーがわかる書類、運転免許証、軽自動車税(種別割)納税通知書

令和 6 年度 原動機付自転車・二輪車などの軽自動車税(種別割)

	車両区分	税率(年税額)
原動機付 自転車	50cc 以下	2,000 円
	特定小型(0.6kW 以下)	2,000 円
	51 ~ 90cc	2,000 円
	91 ~ 125cc	2,400 円
小型特殊 自動車	ミニカー	3,700 円
	農耕用	2,400 円
	その他	5,900 円
	軽二輪(126 ~ 250cc)	3,600 円
	二輪の小型自動車(251cc ~)	6,000 円

令和 6 年度 三輪・四輪の軽自動車税(種別割)

車両区分		旧税率	標準税率	軽課税率(グリーン化特例) ※1			重課税率
		初度検査年月が平成 27 年 3 月以前の車両	初度検査年月が平成 27 年 4 月以降の車両	電気自動車など(75%軽減)	燃費性能が大きく優れている車両 ※2 (50%軽減)	燃費性能が優れている車両 ※3 (25%軽減)	初度検査年月から 13 年経過した車両 ※4
三輪		3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円
四輪	乗用 自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円	—	—	12,900 円
	乗用 営業用	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円
以上	貨物 自家用	4,000 円	5,000 円	1,300 円	—	—	6,000 円
	貨物 営業用	3,000 円	3,800 円	1,000 円	—	—	4,500 円

※1 軽課税率(グリーン化特例)

令和 5 年度の税制改正により軽自動車税(種別割)のグリーン化特例が 3 年(営業用乗用車 25%軽減は 2 年)延長され、排出ガス性能と燃費性能の優れた軽自動車(三輪以上)は、税率が軽減されます。軽減は、新車取得年度の翌年度限りです。
取得期間 令和 5 年 4 月 1 日~令和 8 年 3 月 31 日
(営業用乗用車 25%軽減は令和 7 年 3 月 31 日まで)

※2 燃費性能が大きく優れている車両

営業用乗用軽自動車で、次の①、②両方を満たす車両。
①平成 30 年排出ガス基準 50%達成または平成 17 年排出ガス基準 75%軽減達成。
②令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成。

※3 燃費性能が優れている車両

営業用乗用軽自動車で、次の①、②両方を満たす車両。
①平成 30 年排出ガス基準 50%達成または平成 17 年排出ガス基準 75%軽減達成。
②令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成。

※4 初度検査年月から 13 年経過した車両

令和 6 年度では、初度検査年月が平成 23 年 3 月以前の車両。

☎ 税務課 住民税係 ☎ 286 - 3388